

## 「収去記録の特定に 60 日」—存在しないから探せない

— ⑮で崩壊した証拠連鎖に、MHLW・NIHS が自ら追い打ちをかけた —

### 【前提：⑮（3/31）で確定した事実】

大大保 8562 号：大阪市保健所は食品衛生法第 28 条の収去を実施していない（自認）  
大大保 8639 号：PA 試験検体は小林製菓が自主回収した物品（被疑者管理下・自認）  
衛研発第 0306002 号 表 2：PA 同定の標準品 B1 を含む 6 検体中 5 検体が「提供元：小林製菓」（開示）  
→ 行政試験の検体も標準品も、すべて被疑企業・小林製菓から提供されたものであった

### 本日の新事実：MHLW・NIHS が同日付で開示期限を延長

令和 8 年 3 月 26 日、厚生労働省（MHLW）および国立医薬品食品衛生研究所（NIHS）は、検体入手経緯に関する情報公開請求（令和 8 年 2 月 22 日付・受付 2 月 24 日）の開示期限を延長した。請求内容の核心は「入手方法（収去・回収・任意提出等）」—収去の有無を正面から問うものである。

機関	文書番号	延長後期限	通知上の延長	受付から通算
厚生労働省（MHLW）	厚生労働省発健生 0326 第 9 号	令和 8 年 4 月 25 日	60 日間	60 日
国立医薬品食品衛生研究所（NIHS）	衛研発第 0326001 号	令和 8 年 4 月 25 日	30 日間延長	60 日

両機関が同日付・同一期限・受付から通算 60 日で揃えた。延長理由はいずれも「開示請求対象行政文書の特定及び不開示情報該当性の審査に時間を要するため」。

### この延長が意味すること

⑮で確定：検体も標準品も「小林製菓からの任意提出」。適法な収去は実施されていない。

もし食品衛生法第 28 条に基づく収去が適法に実施されていたならば、収去実施記録・検体受領書・決裁文書は定型行政文書として既に保存されているはずであり、

「特定に 60 日を要する」という理由は成立しない。

「60 日かけて特定する」＝収去記録が存在しない。

MHLW・NIHS が同日付・同期限で揃えた延長通知は、収去記録不存在の自白に等しい。

## 4 月 25 日一次の分岐点

4/25 の結果	意味
収去記録が開示される	表 2（任意提出）と矛盾。両記録の整合性・信頼性の審査が次段階となる
「不存在」通知	収去なき試験・断定が公式確定。刑事告発 3 件・国家賠償訴訟の核心証拠となる
黒塗り開示	行政不服審査請求を継続。情報公開・個人情報保護審査会へ諮問

いずれの結果であっても、⑮の 3 文書による証拠連鎖の崩壊を覆す文書は現時点で存在しない。

### 【現在進行中の法的手続き】

- 刑事告発：大坪寛子（MHLW）→ 東京地検・警視庁（公務員職権濫用罪・虚偽公文書作成罪）
- 刑事告発：齋藤嘉朗（NIHS）→ 東京地検・警視庁（虚偽公文書作成・同行使罪）
- 刑事告発：中山浩二（大阪市保健所）→ 大阪地検・大阪府警（虚偽公文書作成・同行使罪）
- 情報公開請求：令和 8 年 4 月 25 日期限（本リリース対象）

### 【関連プレスリリース・参考文献】

- ① 東京科学大学のプベルル酸研究に科学的疑義申立（2026/3/10）  
<https://kunsei.com/archives/512>
- ② 大阪市保健所が収去していないことを確認（2026/3/12）  
<https://kunsei.com/archives/520>
- ③ プベルル酸の根拠不明 研究解説①（2026/3/13）  
<https://kunsei.com/archives/540>
- ④ プベルル酸の根拠不明 研究解説②（2026/3/16）  
<https://kunsei.com/archives/548>
- ⑤ プベルル酸の根拠不明 研究解説③（2026/3/17）  
<https://kunsei.com/archives/553>
- ⑥ 主要報道機関 10 社へ疑義照会（2026/3/18）  
<https://kunsei.com/archives/555>
- ⑦ 刑事告発状の提出について（2026/3/19）  
<https://kunsei.com/archives/564>
- ⑧ 動物実験を実施したのは小林製薬だった（前編）（2026/3/19）  
<https://kunsei.com/archives/572>
- ⑨ 小林製薬の動物実験写真が行政発表資料に使用されていた（2026/3/19）  
<https://kunsei.com/archives/575>

- ⑩ 動物実験を実施したのは小林製薬だった（後編）（2026/3/23）  
<https://kunsei.com/archives/613>
- ⑪ 小林製薬公表資料に基づく PK 試験データの整理（2026/3/24）  
<https://kunsei.com/archives/616>
- ⑫ 国立医薬品食品衛生研究所長を刑事告発（2026/3/25） <https://kunsei.com/archives/619>
- ⑬ コカ・コーラが示す食薬区分の本質 研究解説⑩（2026/3/27）  
<https://kunsei.com/archives/635>
- ⑭ 厚労省健康・生活衛生局長を刑事告発（2026/3/30） <https://kunsei.com/archives/638>
- ⑮ 【決定的証拠】小林製薬の標準品で小林製薬の検体を試験した（2026/3/31）  
<https://kunsei.com/archives/643>

### 【Zenodo プレプリント】

公開行政文書に基づく紅麴事件の検証 v1 : <https://doi.org/10.5281/zenodo.18910491>

公開行政文書に基づく紅麴事件の検証 v2 : <https://doi.org/10.5281/zenodo.19034213>

---

株式会社薫製倶楽部は、1000年以上にわたって東アジアの食文化を支えてきた紅麴の名誉回復のために、そして不当な被害を受けた当事者企業としての冤罪を晴らすために、科学的・行政的な真実の解明を続ける。

---

### 【お問い合わせ】

株式会社薫製倶楽部 代表取締役 森 雅昭（薬剤師）

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 611-1

TEL : 086-483-0602 E-Mail : [sales@kunsei.co.jp](mailto:sales@kunsei.co.jp)

Zenodo DOI: [10.5281/zenodo.18910491](https://doi.org/10.5281/zenodo.18910491)